

令和 8 年度

第 2 回上尾市上下水道事業審議会

水道料金の適正化について

上尾市上下水道部

令和 8 年度
第 2 回上尾市上下水道事業審議会
資料構成

1. はじめに
2. 上尾市の水道事業の概要
3. 上尾市の水道料金の現状
4. 全国・県内の改定状況
5. 料金改定の必要性
6. 水道料金の原則
7. 水道料金算定の考え方
8. 水道料金算定のプロセス
9. 次回以降の審議会予定

1. はじめに

料金適正化検討にあたっての経緯

- 経営戦略は、経営環境の変化や事業進捗を踏まえ、3～5年ごとに見直すこととされている。
- 前回審議会で説明した経営戦略の見通しにおいては、現行料金のままでは令和8年度以降、赤字が継続する見通しとなった。
- このため、将来にわたり安定した水道事業を継続できるよう、水道料金の適正な水準を検討する。

本日の審議内容

- 委員の皆様にも上尾市水道事業の現状と課題、料金改定の必要性、水道料金に関する原則、料金算定の考え方をご理解いただくこと。

本日は、料金改定の必要性及び料金算定の基本的な考え方についてご確認いただき、次回以降の具体的な料金水準・料金体系の検討につなげます。

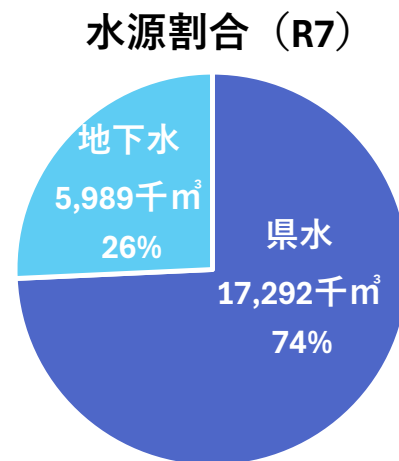
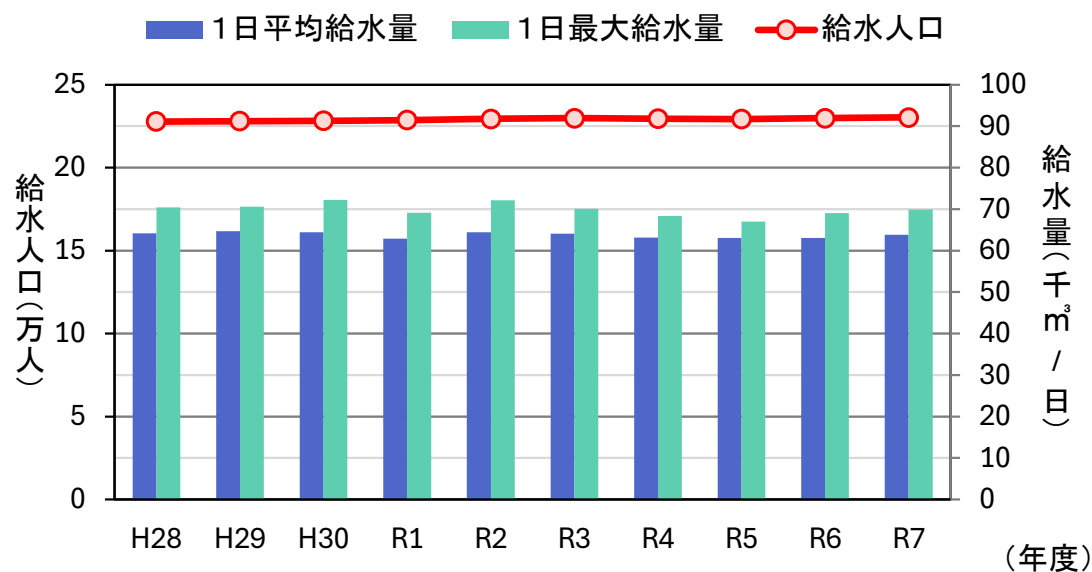
2. 上尾市の水道事業の概要

施設の状況

- 本市の水道水は、埼玉県企業局からの受水と地下水を水源としており、水源構成は、県水約74%、地下水約26%である。
- 市内には3箇所の浄水場（東部浄水場、北部浄水場、西部浄水場）と30箇所の井戸がある。
- 管路の総延長は約830kmである。

給水の状況

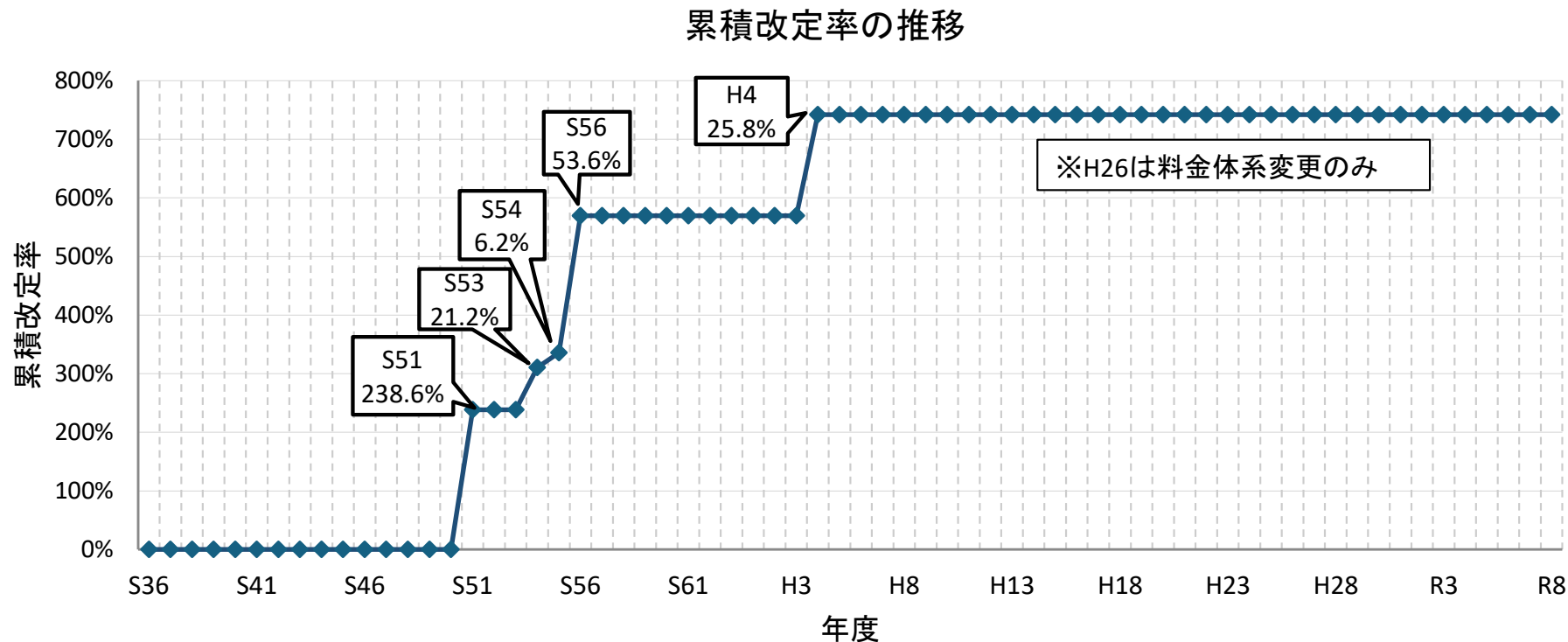
- 令和7年度現在の給水人口は230,219人、普及率は99.8%、年間配水量は23,281千 m^3 である。



3. 上尾市の水道料金の現状

本市の水道料金の変遷

本市では、平成4年の料金改定以降、平均改定率を伴う料金値上げは行っていない。なお、平成26年10月には基本水量の廃止や口径別基本料金の導入など、料金体系の見直しのみを行っている。



※グラフは昭和36年時点を基準とした累積改定率。吹き出しは各改定時の改定率を示す。

3. 上尾市の水道料金の現状

本市の現行料金

平成26年10月以降の料金体系は以下のとおり。

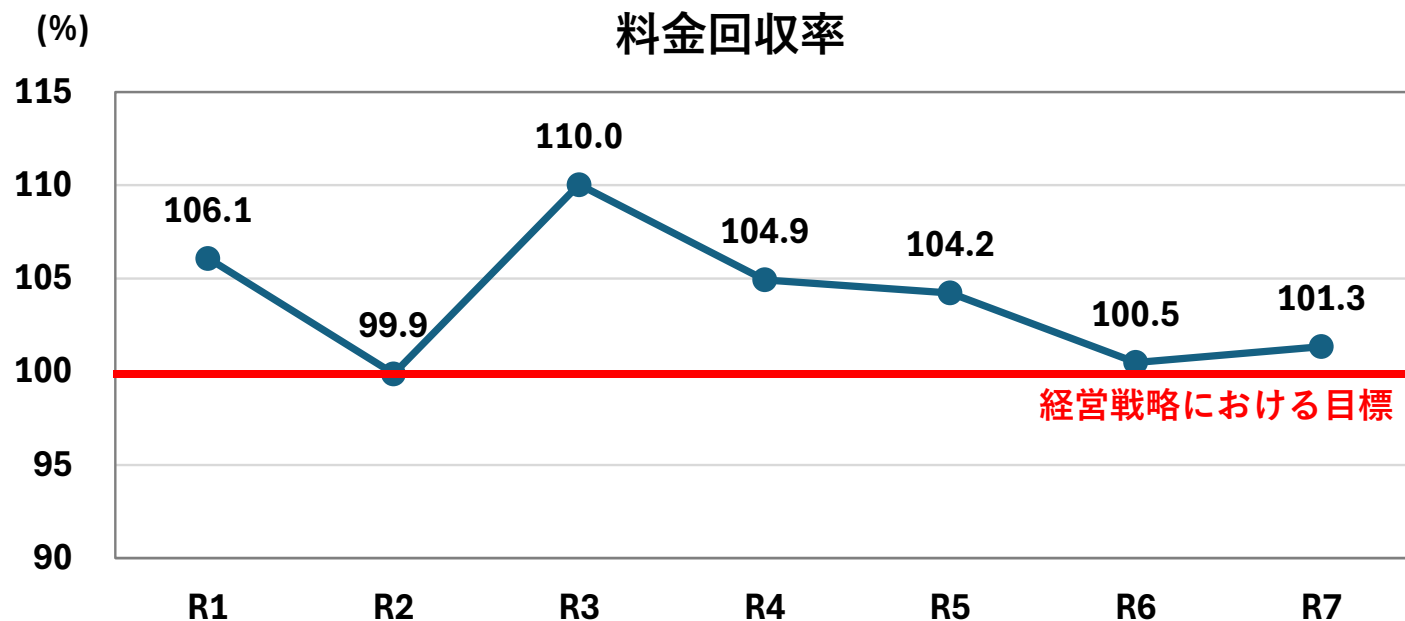
(1か月・消費税抜)

口径別/用途別	用途	基本料金	従量料金
口径別	一般用	13mm : 700円/月 20mm : 700円/月 25mm : 1,650円/月 30mm : 2,640円/月 40mm : 4,200円/月 50mm : 7,010円/月 75mm : 15,260円/月 100mm : 26,340円/月 150mm : 61,880円/月	1~10m ³ : 50円/m ³ 11~20m ³ : 150円/m ³ 21~30m ³ : 185円/m ³ 31~50m ³ : 240円/m ³ 51~100m ³ : 260円/m ³ 101m ³ 以上 : 300円/m ³
用途別	集団住宅用	700円/月 × 世帯数	一般用と同じ段階単価 (水量区分は世帯数倍)
	公衆浴場用	—	120円/m ³
	臨時用	—	630円/m ³
	共用給水装置 一般用	700円/月	1~10m ³ : 50円/m ³ 11m ³ 以上 : 150円/m ³

3. 上尾市の水道料金の現状

本市の料金回収率

- 料金回収率は、給水に要する費用を水道料金収入でどの程度賄えているかを示す指標であり、100%を下回ると、給水に要した費用を水道料金だけで賄えていない状態となる。
- 本市の料金回収率は100%前後で推移しており、現時点では給水に要する費用を概ね水道料金収入で賄えている。
- 今後は人口減少等による料金収入の減少に加え、受水費や維持管理費の上昇、施設更新に伴う減価償却費の増加等による給水原価の上昇が見込まれることから料金回収率が低下する。

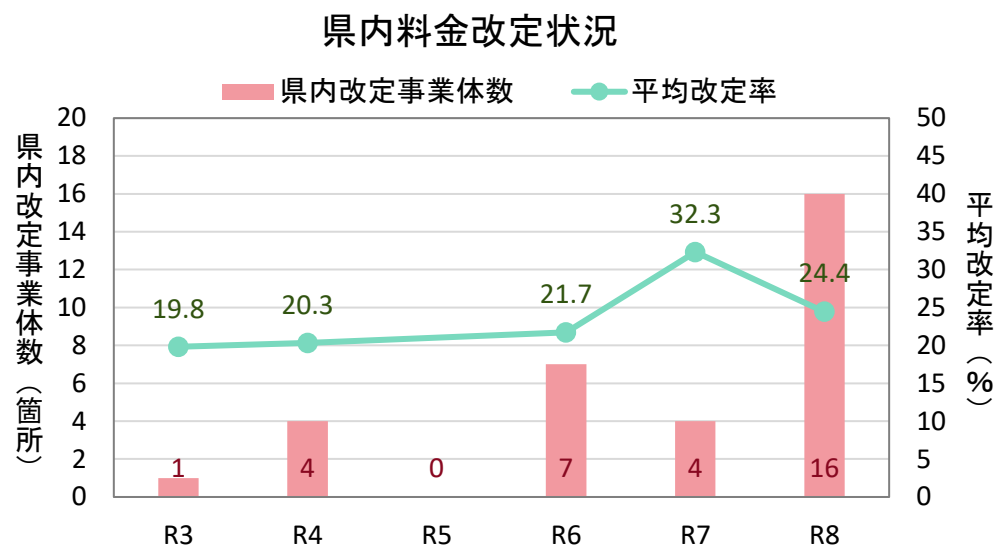


4. 全国・県内の改定状況

埼玉県内の料金改定の状況

県内では、近年水道料金の見直しを行う事業者が増加しており、令和8年度にも複数の事業者で料金改定が予定されている。

- ・ 過去5年（令和3～7年度）で料金改定 : **16事業者**
- ・ 令和8年度内に改定予定 : **16事業者**
- ・ 上記32事業者の平均改定率 : **24.2%**
- ・ 上記32事業者の最大改定率 : **43.6%（本庄市）**

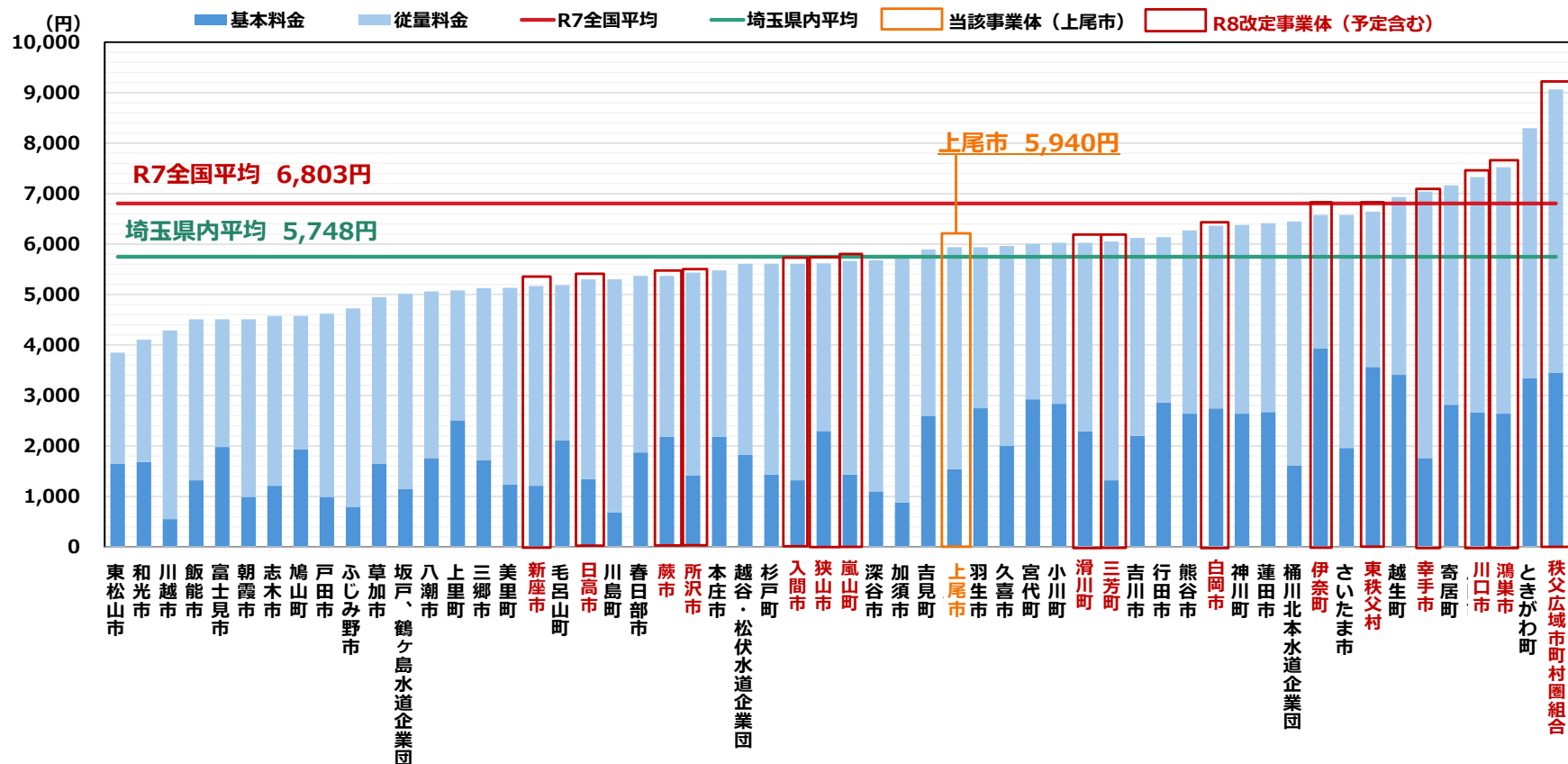


4. 全国・県内の改定状況

埼玉県内における上尾市の料金の位置づけ

本市の家庭用使用料金は、県内平均をやや上回るものの、全国平均を下回る水準である。

13mm、2か月40m³使用時料金の比較（税込、円）



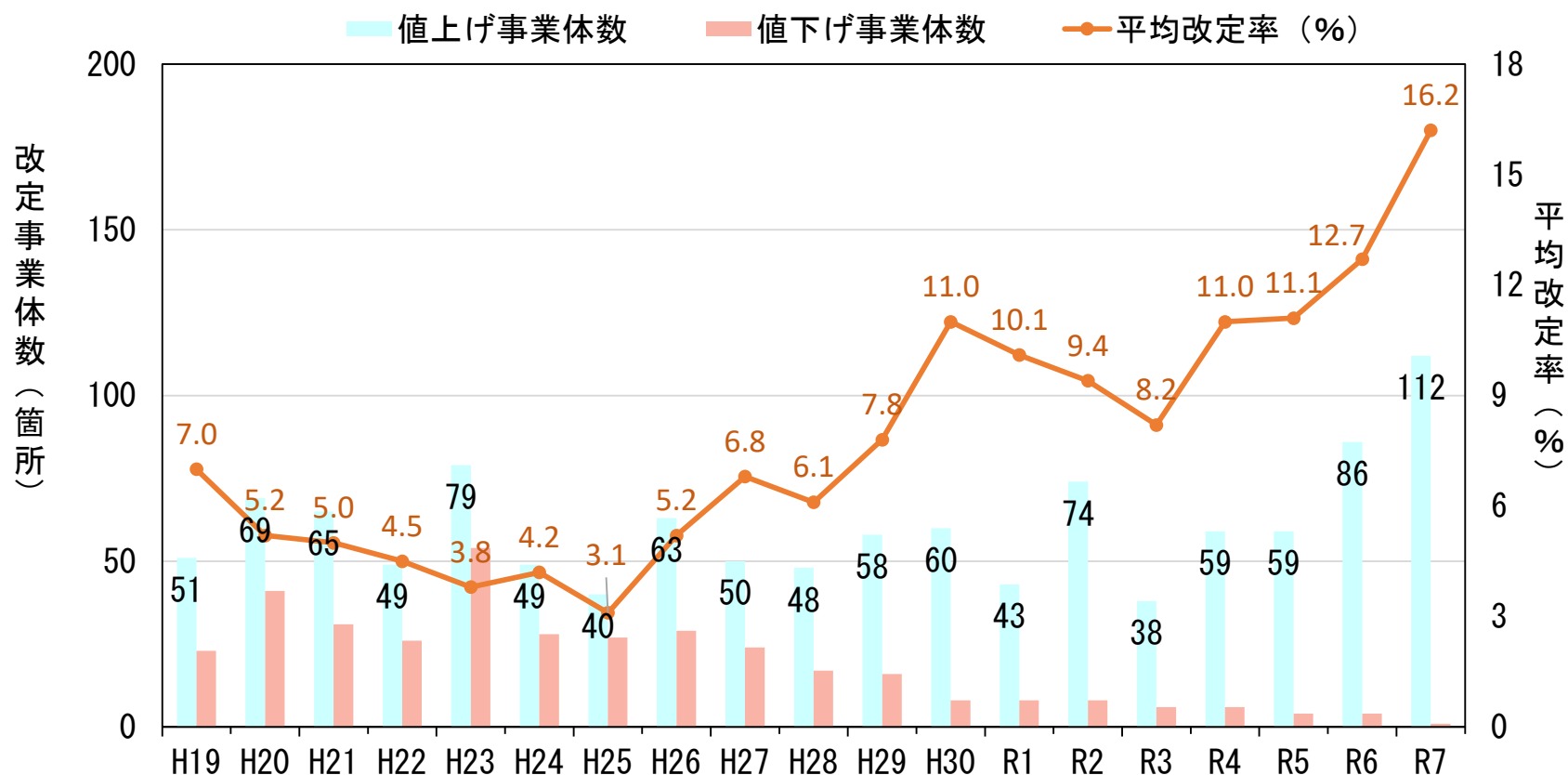
出典：水道料金表（日本水道協会）及び各事業体公表資料を基に作成

※令和8年10月改定予定の事業体（狭山市、東秩父村、伊奈町、幸手市、入間市、三芳町）は改定後料金

4. 全国・県内の改定状況

全国の料金改定の状況

全国的に料金改定（値上げ）を行う事業体数は増加してきており、令和7年度は112事業体で料金値上げを実施している。



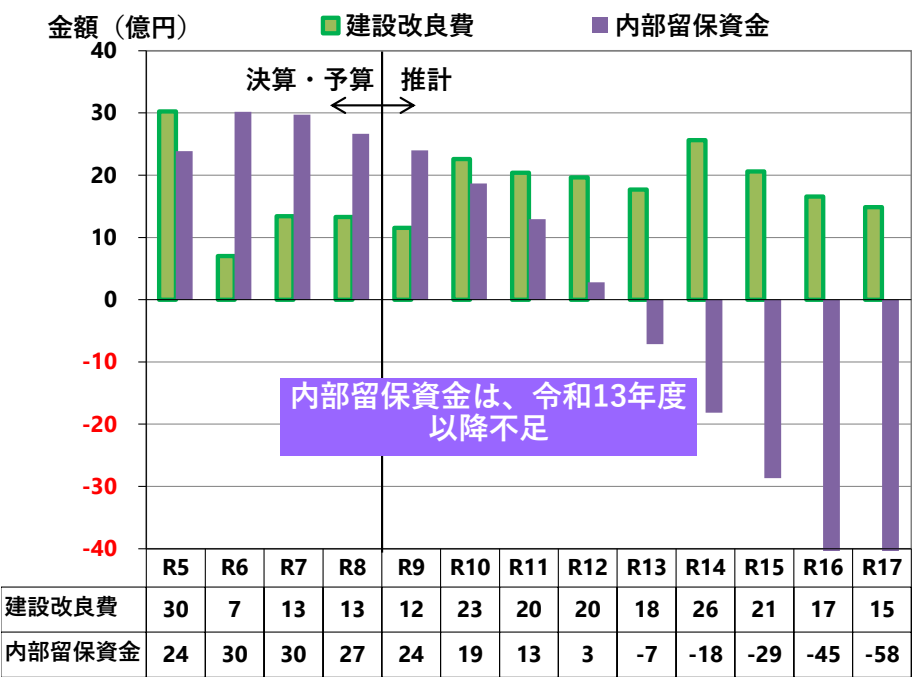
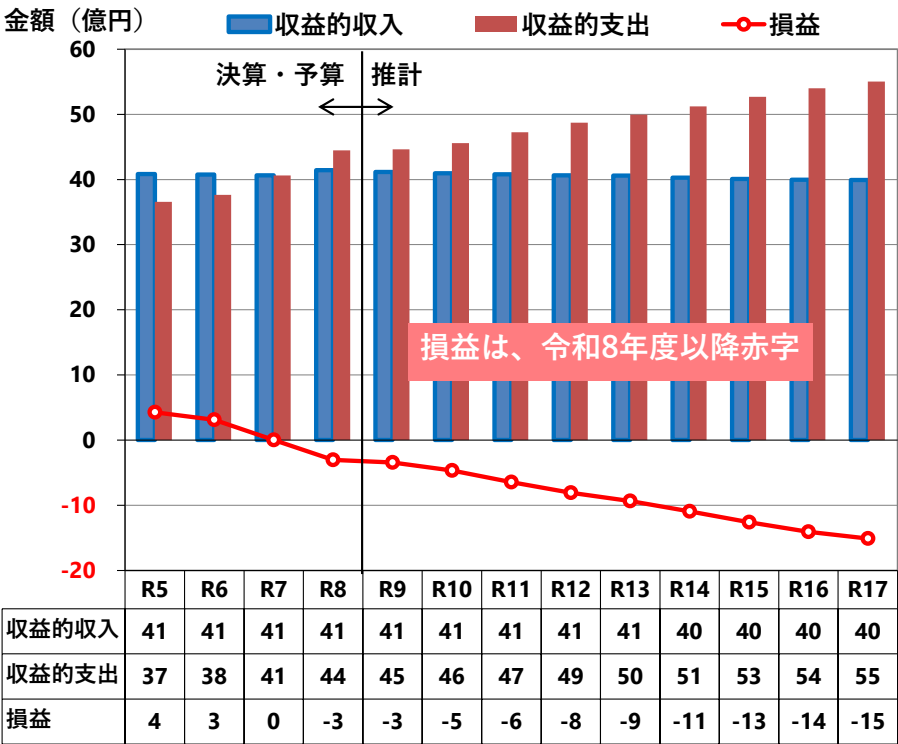
出典：水道料金表（日本水道協会）

10

5. 料金改定の必要性

経営戦略の概要②

現行料金を維持した場合、令和8年度以降は損益赤字が続き、令和13年度以降は必要な資金を確保できず、資金不足額が拡大する見込みであることから、独立採算制を維持できない見込みである。

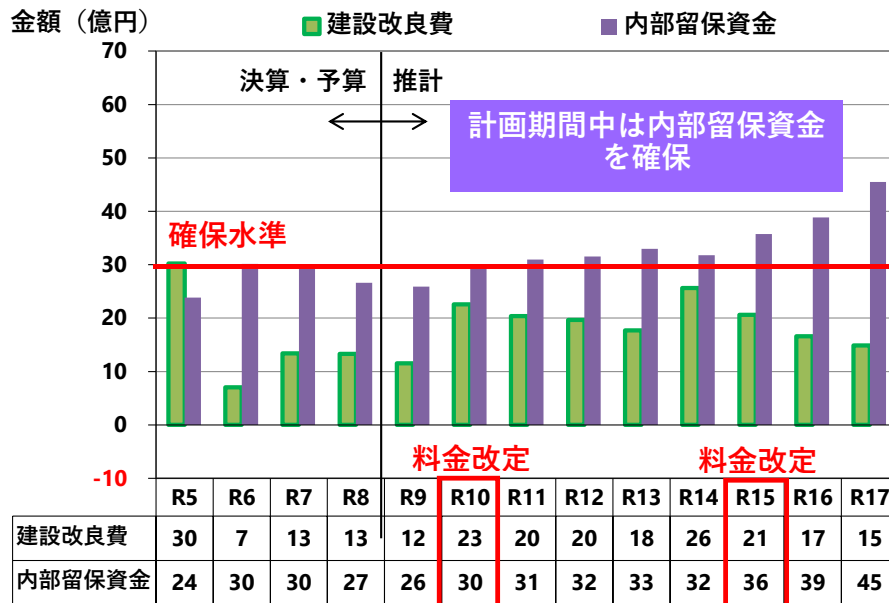
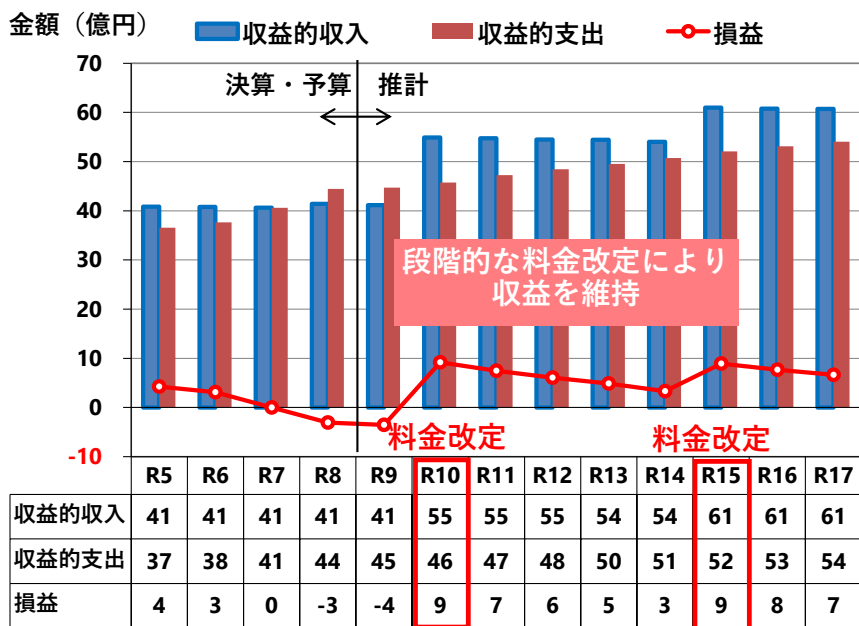


出典：上尾市水道事業経営戦略より作成

5. 料金改定の必要性

経営戦略の概要③

経営戦略における料金改定ケースでは、令和10年度に約40%、令和15年度に約15%の値上げを行った場合、令和10年度以降は料金回収率100%以上、内部留保資金30億円以上を確保できる見通しであり、**独立採算制を維持したまま健全経営を維持できる見通しである。**



出典：上尾市水道事業経営戦略より作成

※内部留保資金確保水準は東日本大震災等事例を踏まえ「給水収益の半年分＋資本的収支不足額の1年分」で設定

具体的な改定率や料金体系は、今後の審議会で検討するものです。

5. 料金改定の必要性

本市の課題（料金改定の必要性）

- 経営戦略におけるシミュレーション結果より、料金収入の減少や投資額の増加、給水にかかる費用の増加が見込まれており、これにより収益的収支の赤字や内部留保資金の不足が見込まれる。
- 財源の目標である「料金回収率100%」を達成するためには、**令和10年度に約40%の値上げが必要となる見通しであり**、以降も段階的な改定が必要と試算されている。

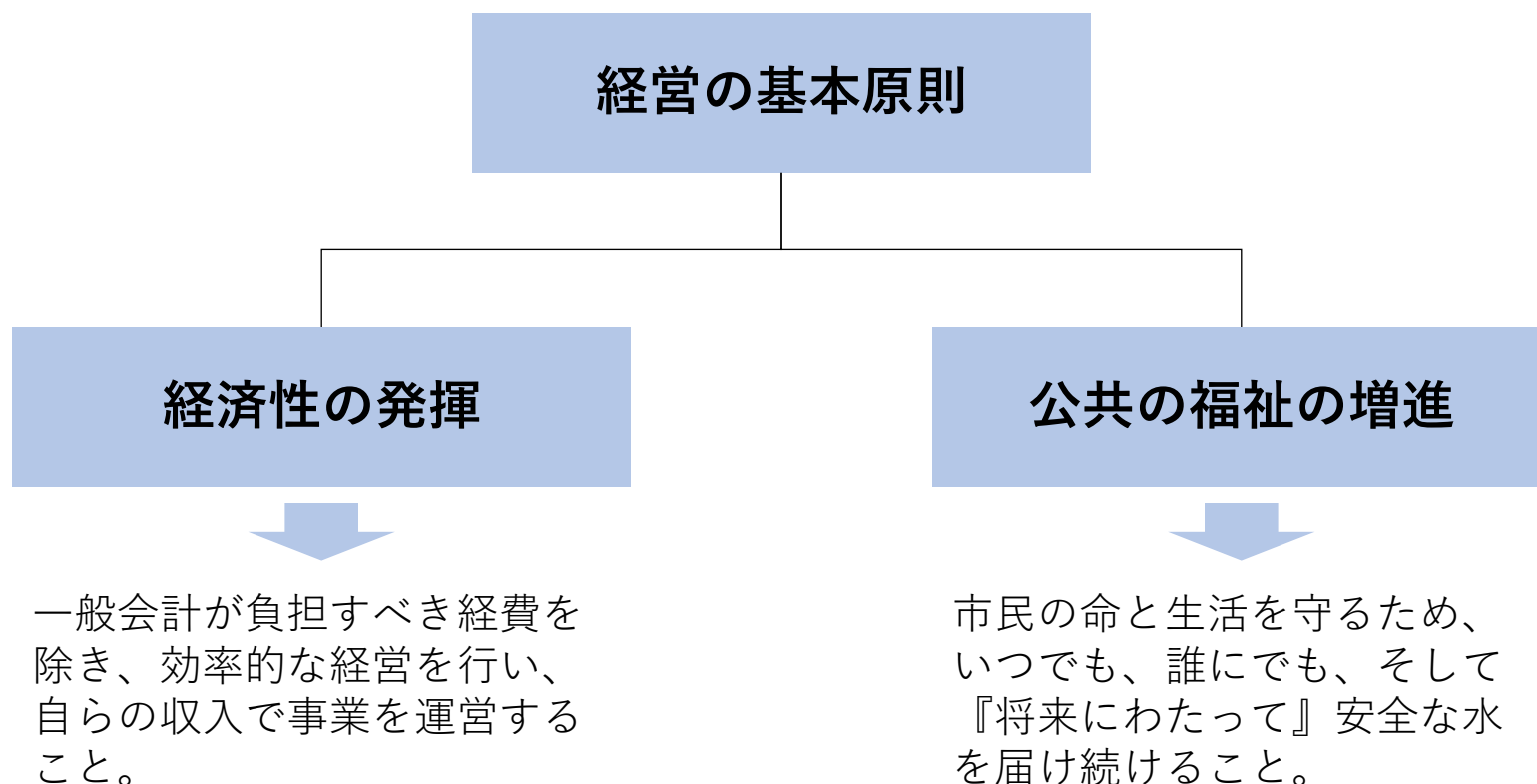


料金改定の検討が必要である。

6. 水道料金の原則

水道事業の経営原則①

地方公営企業である水道事業は、「常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。（地方公営企業法第3条）」という基本原則に基づき経営する必要がある。



6. 水道料金の原則

水道事業の経営原則②

地方公営企業法第17条の2では、**次の費用（一般会計で負担すべき費用）を除く経費は当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない**と定められている。

- ・ その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費
（例：消火栓の設置・維持に要する経費等）
- ・ 当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費
（例：水道事業では該当なし）



**水道事業では事業運営に必要な費用のほとんどを
水道料金収入で負担する必要がある。**

「独立採算制の原則」

6. 水道料金の原則

水道料金の算定原則

地方公営企業法第21条、水道法第14条及び日本水道協会「水道料金算定要領」を踏まえると、適正な水道料金の基本的な考え方として、以下の3つの観点が求められる。

公正妥当

利用者間で不当な差別がなく、各使用者の料金を個別原価に基づき算定することにより、料金負担の公平性を確保すること。

適正な原価

無駄の無い効率的な経営の下で、必要なコスト（原価）をベースにすること。

健全運営の確保

将来にわたる施設の更新投資を進め、水道事業を安定して持続できる財源を確保すること。



**これらの原則に基づき
「適正な水道料金」を設定する必要がある。**

7. 水道料金算定の考え方

今回の料金検討で行うこと

- 経営戦略では、「料金回収率100%」を目標として、令和10年度に40%の料金改定を行い、その後も5年ごとに改定する見通しを示している。
- 今回の検討では、資産維持費や総括原価などを新たに算定し、本市の水道料金の適正な水準をより詳細に検証する。
- 検証の結果、料金改定が必要と判断される場合には、改定率や料金体系について検討を進める。

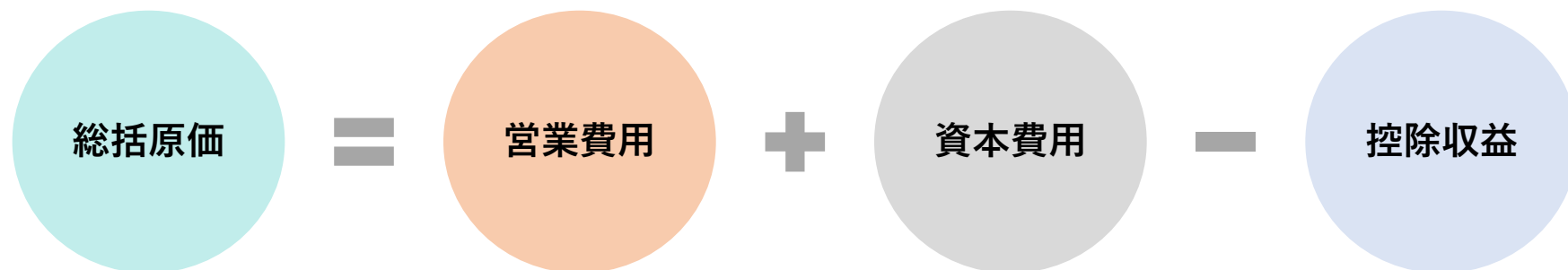
料金算定期間について

料金算定期間は、**おおむね3年から5年を基準**とし、適切な時期に見直しを求められている。**算定期間は本審議会にて決定する。**

7. 水道料金算定の考え方

総括原価について

水道料金は「適正な原価」に基づき設定され、この原価のことを「総括原価」という。総括原価は次の数式で算出される。



項目	説明	具体例
営業費用	既存の水道施設を維持管理していくために必要とされる費用の合計。	人件費、薬品費、動力費、修繕費、受水費、減価償却費、通信運搬費、資産減耗費、委託料及び手数料等
資本費用	支払利息及び施設実体の維持等に必要とされる資産維持費の合計額。	支払利息、資産維持費
控除収益	水道料金以外で得られる収入のこと。これらの収入は事業運営の財源となるため、水道料金で負担する必要額から控除する。	一般会計繰入金等

7. 水道料金算定の考え方

資産維持費について

- 水道施設を更新する際には、**物価上昇や工事費用の増加により、建設当時より多くの費用が必要**になる。この増加分に備えて、あらかじめ料金収入の中で確保すべき費用を「資産維持費」という。
- 資産維持費が適切に原価算入されていないと、**将来の水道施設更新や再構築に必要な財源が資金として確保されず、安定的な財政運営に支障をきたす**こととなる。将来も水道施設を維持するためには、**資産維持費を総括原価に含める**必要がある。



取得時価格：1億円



時間経過による
老朽化

物価上昇や施工環境の
悪化等に対応するための
費用



更新時価格：1.8億円

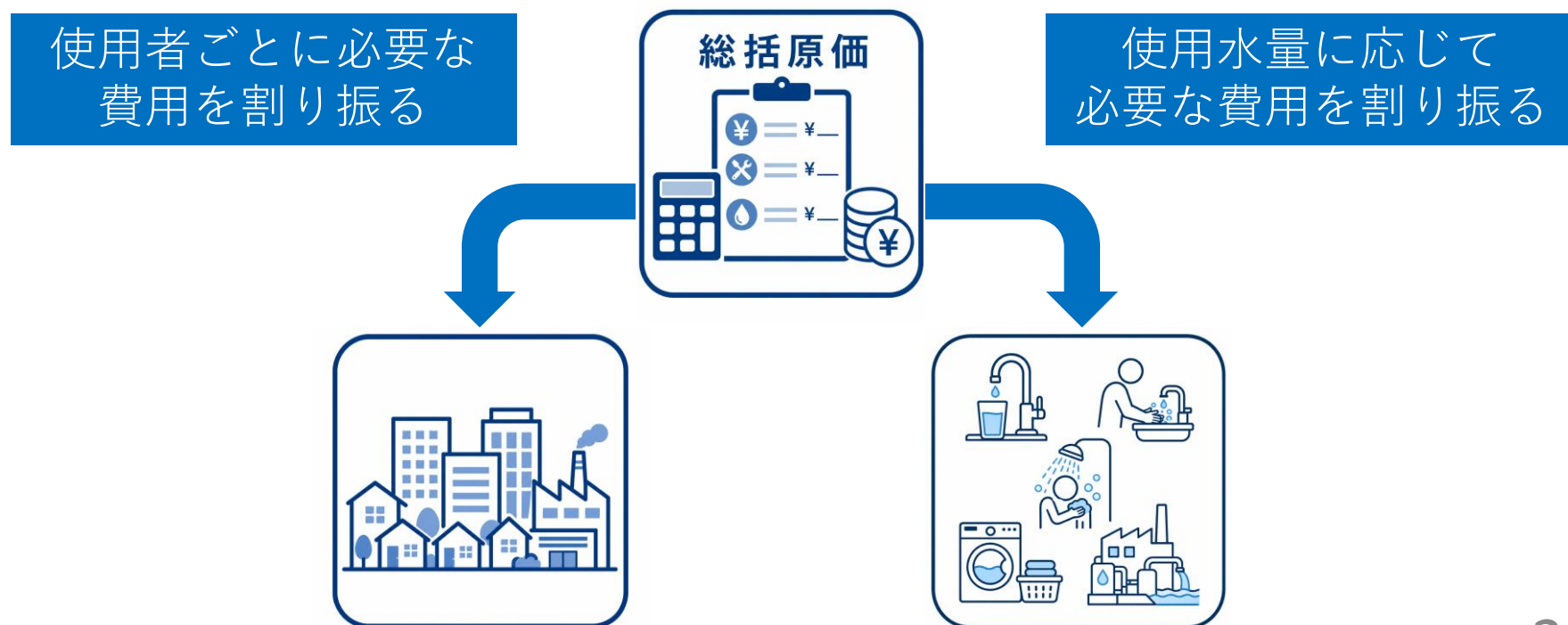
※数字はイメージ

7. 水道料金算定の考え方

個別原価主義について

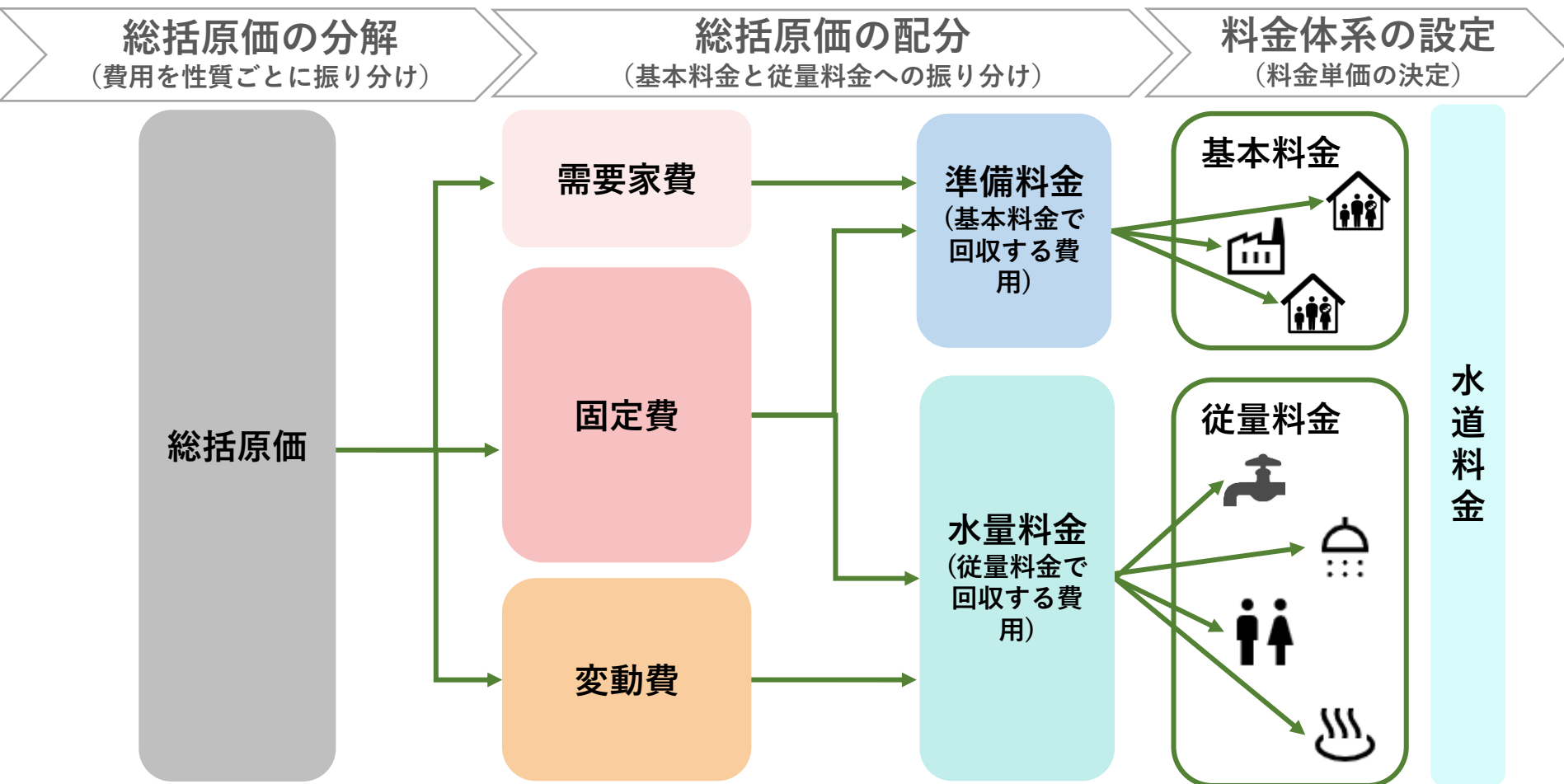
水道料金は、**使用者間に不当な差別的取扱いをするものであってはならない**。このため、**料金は、個々の給水に要する個別原価に基づき設定する**ものとされる。

この考え方を「個別原価主義」といい、個別原価主義を基調とする料金は、個々の給水原価に準拠するが故に、客観的公平が確保できる。



8. 水道料金の算定プロセス

総括原価から料金算定の全体フロー

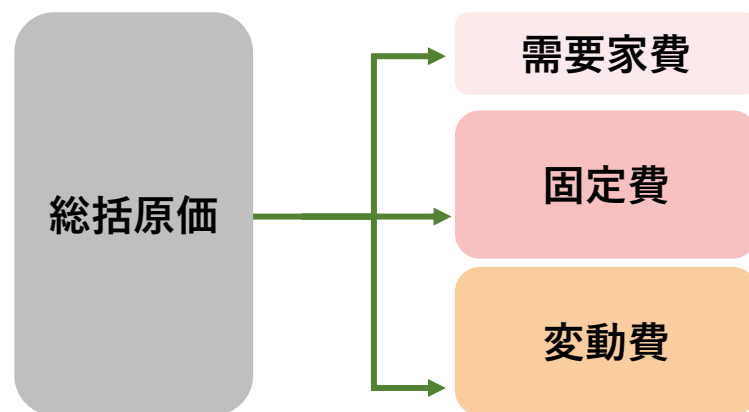


8. 水道料金の算定プロセス

総括原価の分解（費用を性質ごとに振り分け）

総括原価をどのように回収すべきかを検討するため、総括原価を需要家費・固定費・変動費へ分解する。

費用分類	説明
需要家費	使用者ごとに発生する費用（検針や料金徴収、メーター設置・交換費など）。
固定費	水の使用量に関係なく、水道施設を維持するために必要な費用（維持管理費、減価償却費など）。
変動費	水の使用量に応じて変動する費用（受水費、薬品費、動力費など）。



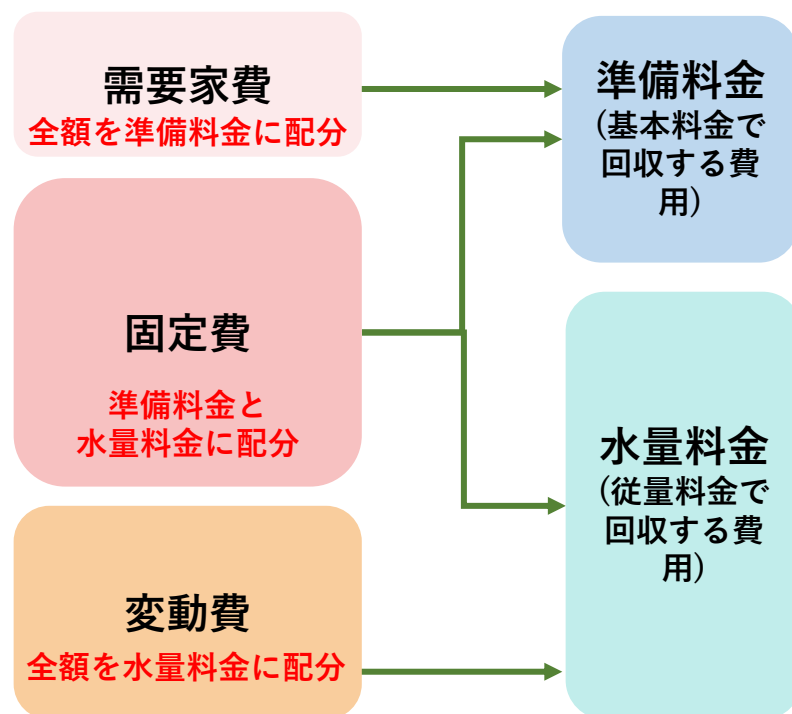
8. 水道料金の算定プロセス

総括原価の配分（基本料金と従量料金への振り分け）

分解した総括原価を準備料金（基本料金で回収すべき費用）と水量料金（従量料金で回収すべき費用）に振り分ける。

固定費の配分について

固定費は、その性質上、その全額を準備料金として配分することが基本である。ただし、すべてを準備料金へ配分すると基本料金負担が大きくなるため、一部を水量料金に配分する場合がある。



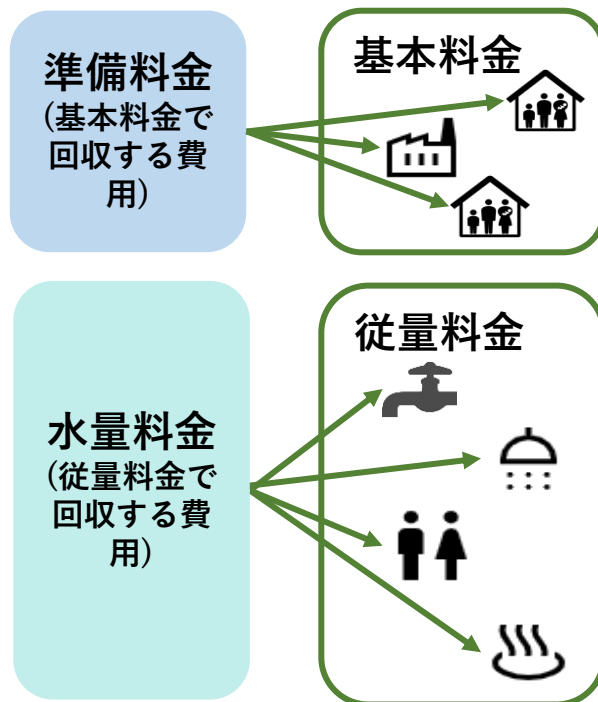
8. 水道料金の算定プロセス

料金体系の設定（料金単価の決定）

配分した準備料金と水量料金を基に、基本料金単価と従量料金単価を設定する。

基本料金単価は、主にメーター口径等に応じて設定する。

従量料金単価は、使用水量に応じて設定する。なお、従量料金は、均一料金制（使用水量にかかわらず 1m^3 当たりの単価を同一とする）が原則とされているものの、現行料金体系からの変更による使用者への影響を考慮しながら検討する。



9. 次回以降の審議会予定

今後の審議会予定

- ・ 第3回：将来見通し、総括原価、料金水準の検討
- ・ 第4回：料金体系案の比較検討
- ・ 第5回：答申案の審議・取りまとめ